



## 水田経営所得安定対策 加入申請を受け付けます!

**品目横断的経営安定対策が  
見直されました**

品目横断的経営安定対策は、「価格政策から所得政策へ」という政策転換の方向を具体化したものとして、平成19年度からスタートしました。しかし、

昨年の8月から10月に全国で実施した地方キャラバンにおいて、加入要件を緩和してほしい、申請書類が多すぎる、交付金の交付時期を早めてほしいといった意見・要望が数多く出されました。

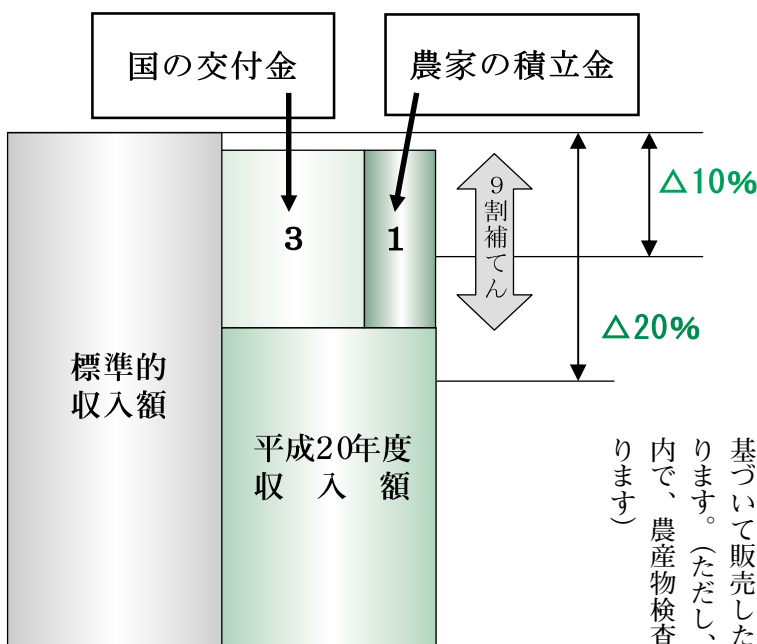
そこで、昨年12月、制度の基本は維持しつつ、地域の実態に即した制度見直しを行い、名称も「水田経営所得安定対策」に変更しました。

**新たに市町村特認制度が  
創設されました**

従来の知事特認制度に代えて、新たに「市町村特認制度」が創設されました。経営面積が小さくても、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた認定農業者又は集落営農組織（サポート法

人も含む）で、市町村が本対策への加入が適当であると認めた場合は、国との協議により本対策へ加入することができます。

ただし、集落営農組織（法人）に参加している方は、その組織の同意が必要です。



**20年産からは、10%を超える  
収入減少にも対応できます**

平成19年産までは、収入減少補てん対策に加入しても、10%を超えた収入減少には対応することができませんでした。

しかし、平成20年産以降は、加入者の選択により、20%の減収にも対応できるようになります。

また、直接販売を行っている米については、これまで市場価格に連動して販売されているものに限られていましたが、平成20年産以降は、販売契約に基づいて販売したものは全て対象となります。（ただし、生産確定数量の範囲内で、農産物検査3等以上のものに限ります）

**加入申請は6月30日までに**

水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）への加入申請及び収入減少影響緩和交付金の積立申出は、4月1日（火）から6月30日（月）まで、最寄りの農政事務所まで受け付けます。

なお、平成20年産の麦については、昨年の6月1日から8月31日までの間に積立申出を行っていない場合、今回手続きを行うことができます。

これらのご相談は、役場産業課農林係又は農協担当者にご連絡ください。申請に必要な様式は、農政事務所にあるほか、中国四国農政局のホームページ

（[http://www.chushin.maff.go.jp/faliku/hinmokuoodan/kokuchi\\_panf.htm](http://www.chushin.maff.go.jp/faliku/hinmokuoodan/kokuchi_panf.htm)）からも取得することができます。



問い合わせ

役場産業課農林係

☎ 9 8 5 - 4 1 1 9